



事業主として必要な義務を果たされるよう、内容を十分ご確認ください。

●法改正のポイント

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/content/contents/000364367.pdf>

●改正安衛法施行通達

<https://www.mhlw.go.jp/content/000465065.pdf>

●Q & A

<https://www.mhlw.go.jp/content/000465070.pdf>

【お問合せ先】健康安全課022-299-8839

---

## 2. 労働契約等解説セミナーの開催

---

労働者、事業主、人事労務担当等を対象に、安心して働くための労使をつなぐルールである「労働契約」について、基本的な事項をわかりやすく解説するセミナー（厚生労働省委託事業）が開催されます。

セミナー終了後には、個別相談会も実施されますので、ご参加ください。

◇日時：2月14日（木）13:30～16:00  
3月 8日（金）13:30～16:00

◇会場：仙都会館 8階会議室

◇参加費：無料

◇内容：労働契約法をはじめとした労働関係法令上の基礎、無期転換ルール、副業・兼業の促進

◇問合せ：労働契約等解説セミナー運営事務局  
（東京リーガルマインド内）03-5913-6085

●申込み方法

<http://partner.lec-jp.com/ti/working-time/>

【お問合せ先】雇均室（022-299-8834）

---

## 3. 「ベストプラクティス企業」を訪問しました

---

宮城労働局では長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている優良企業を「ベストプラクティス企業」と認定し、取組内容を広く周知しています。

11月22日に宮崎工業株式会社（大崎市）、11月28日にキリンビール株式会社仙台工場（仙台市宮城野区）を代田局長が訪問し、取組状況について説明を受けました。

両社では、従業員による労働時間の日々の入力とリーダーによる日々の承認、36協定遵守のための全社的な時間外勤務実績の見える化、勤務間インターバル制度の導入、連続休暇の取得促進など、長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進等に関する取組を数多く推進していました。

当局ホームページに掲載しておりますので、各企業が取り組む際のヒントにしてください。

●ベストプラクティス企業訪問状況

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/content/contents/3.pdf>

【お問合せ先】 監督課（022-299-8838）

---

#### 4. はじまります！時間外労働の上限規制

---

長時間労働は、健康の確保や仕事と家庭生活の両立を困難にし、少子化・女性のキャリア形成、男性の家庭参加を阻む原因となっています。

長時間労働の是正により、ワーク・ライフ・バランスが改善し、女性や高齢者も仕事に就きやすくなり、労働参加率の向上に結びつきます。

このため、働き方改革の一環として、労働基準法が改正され、時間外労働の上限が規定されました。

◇ポイント

- ・時間外労働の上限は、原則として月45時間以内、年360時間以内
- ・臨時的な特別の事情があつて、労使が合意する場合でも、時間外労働は年720時間以内、時間外労働と休日労働の合計は月100時間未満、2～6か月平均80時間以内
- ・原則である月45時間を超えることができるのは、年6か月まで
- ・大企業への施行は2019年4月から、中小企業への適用は2020年から

◇詳細は、監督署の労働時間相談・支援コーナー、宮城働き方改革推進支援センター等へ

●時間外労働の上限規制（わかりやすい解説）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000463185.pdf>

●Q & A (改正労働基準法関係の解釈について)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000465759.pdf>

【お問合せ先】 監督課 (022-299-8838)

---

## 5. 林業・建設業など一括有期事業を行う皆様へ

---

一括有期事業を行う事業主の事務負担軽減を図るため、平成31年4月1日から労働保険に関する法令が改正され、以下の取り扱いとなります。

◇一括有期事業開始届の廃止

・平成31年4月1日以降に開始する一括有期事業について、「一括有期事業開始届」が不要となります

◇一括有期事業の地域要件の廃止

・平成31年4月1日以降に開始する一括有期事業について、事業場の隣接県という地域要件が廃止され、遠隔地で行われるものも含めて一括されることとなります

●一括有期事業開始届の廃止及び一括有期事業に係る地域要件の廃止

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/content/contents/000355011.pdf>

【お問合せ先】 労働保険徴収課 (022-299-8842)

---

## 6. 改正労働基準法等実務研修会 (瀬峰監督署)

---

労働局では、各地において改正労働基準法、改正労働安全衛生法などの説明会を開催していますが、今回は栗原市、登米市の皆様を中心とした研修会をご案内します。

2月7日(木)から3月6日(水)までの間の4日間で計8回の開催を予定していますので、ご都合の良い日時でご参加ください。

なお、ご参加を希望される場合には、事前の申込みをお願いしております。

◇名 称：改正労働基準法等に関する実務研修会

◇日 時：第1回 1月23日(水) ※開催済

第2回 2月7日(木)

第3回 2月13日(水)

第4回 2月19日(火)

第5回 3月6日(水)

各回とも午前の部：10：00～12：00

午後の部：13：30～15：30

◇会場：瀬峰労働基準監督署 会議室

(栗原市瀬峰下田50-8)

◇定員：各回とも30名程度

◇申込先：瀬峰労働基準監督署

(TEL 0228-38-3131)

(FAX 0228-38-3132)

●詳細、お申込み方法

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/content/contents/000377185.pdf>

【お問合せ先】 監督課 (022-299-8838)

---

★バックナンバー

[https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1/140/141\\_2018.html](https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1/140/141_2018.html)

---

★メルマガ配信の停止・配信先の変更

<https://mdh.fm/BeUI/MemberMobile/MemberMobile?ReqID=member&CustID=N202Y9&MemberID=91311>

- 
- ・当メールマガジンは毎月1回の定期号に加えて、臨時号を随時配信します。
  - ・新規登録されると、登録翌日の午前10時に最新刊を配信します。
  - ・文字は、1行の文字数が23文字以上となる大きさで、かつMSゴシックなどの等幅フォントでご覧ください。
  - ・登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、上記の配信停止の手続きをお願いします。
  - ・当メールマガジンの送信元アドレスは、送信専用となっております、返信できません。
  - ・携帯メールには対応しておりません。
  - ・当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。
-

【配信元】宮城労働局（雇用環境・均等室）  
〒983-8585 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1  
仙台第四合同庁舎  
電話 022-299-8834  
宮城労働局ホームページ  
<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

---